別紙４

令和５年度商品磨き上げ事業
募集要項

１　事業目的

本事業に参加することで、現役で活躍されている講師の考え方・助言等を通じて、自社商品の魅力度・商品開発力・商品 PR 力・販売力をより一層向上させ、今後の販路拡大や新規バイヤーとの取引獲得等を目指します。新製品・新技術コンクールや展示会等の出展、販売イベント出店を目標に、自社商品を磨き上げます。

２　対象者

次の（１）～（６）に掲げる要件全てを満たすこと。

（１）区内に本社又は事業所を有し、中小企業法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者であること。

（２）風俗営業法（昭和 23 年日法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する営業を行っていない者。

（３）大田区暴力団排除条例（平成 24 年大田区条例第 38 号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（４）本事業で磨き上げる自社商品があること。

（５）全講義（面談）に出席できること。

（６）課題が付与された場合は、提出期限までに回答すること。

３　内容

（１）コース及び対象商品

①『ヒット商品をつくるための商品開発・改良』

対象商品：生活雑貨、服飾品等

②『自社のこだわり商品を効果的に売り込む　食品編』

対象商品：食品全般

（２）受講時間

１事業者　計 10 時間の個別面談

（３）協会の他事業との連携

①各回で講師から出される宿題に対して、ビジネスサポーターを紹介

②新製品・新技術コンクールを紹介

③商品を改良・開発する方に新製品・新技術開発支援事業助成金を紹介

４　参加費

無料

５　募集企業数
　２コース合計６社

６　参加企業の決定
　先着順
　※ただし、応募多数の場合は申請書をもとに選考の上、決定します。

７　場所
　大田区産業プラザ内会議室　他

８　お申込
（１）申込方法
　申請書をメール添付または郵送・持参にてご提出ください。
　※申請書は当協会ホームページからダウンロードしてください。
（２）提出先
　公益財団法人大田区産業振興協会
　商いサービスセクション
　住所：東京都大田区南蒲田 1-20-20　大田区産業プラザ（Pi0）３階
　電話：03-3733-6476

９　注意事項
（１）本事業は講師との個別面談・講師のアドバイスをもとに、参加者ご自身が自社商品を磨き上げていくことを前提としています。そのため、参加者は各講義に受け身ではなく、積極的な姿勢で取り組んでください。
（２）参加者は原則として、全講義に出席してください。やむを得ず、欠席する場合は必ず当協会の担当までご連絡ください。
（３）なるべく全講義を通して同じ方が参加してください。
（４）各講義では課題が付与される場合があります。その場合は、期限までに回答してください。
（５）講義の録音・録画・撮影等は禁止です。
（６）講義について、カリキュラムや日時・場所、回数等が変更になる可能性があります。
（７）この要項に定めのない事項については、必要に応じて当協会と協議し定めます。